

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 5 年度第 2 回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和 6 年 1 月 1 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1 階 第 1 ・ 2 会議室
出 席 者	運営協議会委員 1 5 名（欠席 2 名） 健幸いきいき部長、保険年金課長 事務局 3 名 合計 2 0 名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有 ・ 無 非公開議決 一部
傍 聴 人	有 ・ 無
配 布 資 料	別紙のとおり
会 議 次 第	日程第 1 出産費資金貸付制度等の廃止について（諮問） 日程第 2 令和 6 年度東大和市国民健康保険税の税率改定等 について（協議） 日程第 3 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）について（報告） 日程第 4 その他
会 議 の 記 録	別紙会議録のとおり
備 考	

尾崎会長	皆さんこんにちは。本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは「第2回東大和市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきますが、議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告をお願いします。
吾郷課長	本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員15名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員定数の2分の1以上のご出席があり、また各区分から1名以上のご出席があることから、会議は成立しております。以上でございます。
尾崎会長	ありがとうございました。それでは次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 (議事録署名人の指名)
尾崎会長	それでは「日程第1 出産費資金貸付制度等の廃止について(諮問)」になります。よろしくお願いします。
和地市長	皆さん、こんにちは。出産費資金貸付制度等の廃止につきまして、諮問をさせていただきます。令和6年1月15日東大和市国民健康保険運営協議会会長、尾崎義美様。出産費資金貸付制度等の廃止について(諮問)。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会に別紙の事項について諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
尾崎会長	慎んで協議会におきまして、協議して答申させていただきます。
和地市長	よろしくお願いします、ありがとうございます。
尾崎会長	市長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお

和地市長	願いいたします。 改めまして、皆様こんにちは。東大和市長の和地でございます。「令和５年度第２回国民健康保険運営協議会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。 皆様におかれましては、日頃より、当市の国民健康保険事業に多大なるご理解、ご協力を賜りますこと、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。 平成３０年度から６年間をかけて取り組んでまいりました国民健康保険の財政健全化計画は、今年度令和５年度を最終年度として、取り組んできた計画になりますが、目標であった赤字補填の繰入を解消することが財政上では確認できております。市の国民健康保険事業に、ご理解とご協力いただきました委員の皆様のお力添えあつてのことと考えております。本当にありがとうございました。 さて、国民健康保険事業は、我が国が誇る国民皆保険を下支えする大切な制度でございます。本日２件の諮問をお願いいたしますが、市民の皆様が安心をして医療を受けることができるように、国民健康保険制度を将来に渡って安定的に運営していくことが、大切だと思っております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴するなど、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。 結びに当たりまして、本日お集まりの皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。 市長どうもありがとうございました。それでは市長はこの後公務がありますので、退席されます。
尾崎会長	

尾崎会長	それではただいまの諮問内容につきまして、部長から説明をお願いします。
川口部長	健幸いきいき部長の川口です。本日はよろしく申し上げます。着座で失礼させていただきます。それでは諮問の内容につきましてご説明申し上げます。お手元にお配りしました諮問書をご用意いただきたいと思います。 本日諮問させていただく内容につきましては2点ございます。1点目は「出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止」、2点目は「市独自の多子世帯軽減の廃止」でございます。 諮問書の表紙をおめくり願います。初めに「出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止について」であります。1の諮問理由であります、出産費資金貸付制度は、平成13年7月1日に施行された制度で、出産育児一時金の支給が見込まれる被保険者（世帯主）に対しまして、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金31万円を貸し付けることにより、被保険者の福祉の増進に寄与することを目的としております。しかしながら、医療機関等に支払う受取代理制度、また、直接支払制度が導入されまして、平成26年度からは、現在まで利用者がいない状況となっております。さらに、出産育児一時金につきましては、平成13年度では32万円でありましたが、令和5年度では50万円の支給額となっております。このように、出産費に対する制度が充実いたしましたことから、この度廃止するものでございます。 2の諮問事項であります、（1）出産費資金貸付制度及

	び出産費資金貸付基金の廃止につきまして、東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例及び東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止するものでございます。（２）廃止時期であります、令和６年３月３１日とするものであります。（３）その他であります、平成２５年度に貸付いたしました３１万円、１件につきまして、現在、２７万円が未償還となっております。本債権につきましては、昨年令和４年度に徴収停止の決定を行っており、今後におきまして適切に処理をいたします。 続きまして、２点目の「市独自の多子世帯軽減の廃止」についてでございます。１の諮問理由であります、多子世帯軽減は、平成２８年度に開始いたしました市独自の施策で、同一世帯に１８歳未満の国民健康保険の被保険者が３人以上いる場合、３人目以降の均等割額を無料化する施策でございます。その後、国により令和４年度に未就学児の均等割の減額措置が開始されまして、第３子でなくても、未就学児であれば、均等割額が半額となる負担軽減措置が講じられることになってございます。また、この多子世帯軽減の財源につきまして、国は、一般会計から繰入金とした場合は、赤字補填繰入の対象になるとしておりまして、市では令和３年度以降、国民健康保険事業運営基金を活用しまして、その財源としております。市では、令和５年度に赤字補填繰入れを解消し、令和６年度におきましても保険税率を据え置く中、基金の活用により赤字補填繰入を解消できる見通しとなっております。その後におきましても、市は赤字補填繰入を解消していく必要がございますが、将来的に基金積立額を確保でき
--	---

	る見通しが、現状として非常に厳しい状況でございます。また、令和４年度に国による未就学児の均等割の減額措置が講じられておりますことから、赤字補填繰入の対象となり、基金を財源とする市独自の多子世帯軽減につきまして、廃止するものでございます。 ２の諮問事項であります、（１）市独自の多子世帯軽減の廃止につきましては、東大和市国民健康保険税条例における「基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例」に係る規定を削除するものでございます。（２）廃止時期でございますが、令和６年３月３１日とし、令和５年度までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるとするものでございます。諮問の内容に関する説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
尾崎会長	承知しました。それでは続きまして、今の報告について、詳細の説明を事務局からお願いいたします。
吾郷課長	失礼ながら着座にて説明をさせていただきます。本日お配りさせていただきました資料、右上に日程第１－１と書いてあるものをご用意お願い申し上げます。１の概要についてですが、冒頭については先ほどの部長からの説明のとおりですので、２段落目からの説明とさせていただきます。平成２１年４月１日に出産育児一時金を被保険者に代わり、医療機関等が保険者から直接受け取る受取代理制度が導入されました。また、平成２１年１０月１日には、出産育児一時金を保険者から国保連合会を通して医療機関等に支払う直接支払制度が導入されました。さらに、出産育児一時金については、

	平成１３年度では３２万円でしたが、その後増額され、令和５年度現在では５０万円の支給額となっています。このように出産費に対する制度が充実した状況において、平成２６年度以降においては本制度の利用者がいない状況となっております。２の制度の利用の状況をご覧ください。こちらの表ですが、平成１９年度では貸付に関しては２５件、平成２０年度では２９件の貸付申請がありました。しかし、平成２１年度から直接支払制度が導入され、平成２６年度を境に利用がありません。それから３の出産費資金貸付制度等の廃止についてですが、（１）平成２６年度以降、本制度の利用者がいない、（２）代替の制度として、直接支払制度が導入されている、（３）出産育児一時金の増額が図られている、（４）東大和市監査委員の令和４年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書において、貸付制度の利用見込などを踏まえ、出産費資金貸付基金のあり方について検証を求める意見がございました。以上のような状況から廃止するものであります。裏面をご覧ください。４の廃止時期については、令和６年３月３１日を予定しております。５の関係条例については、記載のとおりとなっております。６の今後のスケジュールであります、（１）として、令和６年第１回市議会定例会に「東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例」及び「東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例」の議案を提出します。また （２）として、令和６年度予算及び令和５年度補正予算において、基金廃止に伴い必要な予算措置を講じます。（３）として、その後の関連する規則の廃止手続を行います。７のそ
--	--

	の他であります。先ほどの部長の説明のとおりとなっております。 続きまして、「市独自の多子世帯軽減制度の廃止について」をご説明させていただきます。右上の日程第１－２の資料をご用意お願いいたします。まず、１の概要についてですが、こちらは先ほどの部長の説明と重複いたしますので省略させていただきます。２の制度の利用状況です。被保険者の減少もあり、制度創設の平成２８年度から、多子世帯軽減の利用世帯は年々減少傾向にあります。令和４年度、令和５年度の多子世帯軽減の利用世帯は約１３０件前後の利用となっておりますが、未就学児の均等割の減額措置はその約３倍の世帯が利用している状況です。３の多子世帯軽減ですが、廃止する理由としては、（１）国により未就学児の均等割額の半額措置が講じられていること。また、基金を財源として行っているため、（２）赤字補填繰入の対象となる施策についての見直しが必要であることです。４の他市の状況ですが、令和５年度現在、２６市で当市の他、武蔵野市、昭島市、あきる野市、狛江市、武蔵村山市の５市で実施しており、２０市が未実施となっております。５の廃止時期については、令和６年３月３１日とし、令和５年度までの国民健康保険税については、なお従前の例とすることとします。６の関係条例は、記載のとおりとなっております。裏面をご覧くださいと思います。７の今後のスケジュールとしましては、令和６年第１回市議会定例会に「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の議案を提出いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
--	--

尾崎会長	どうもありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、皆様方からご質問やご意見等を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員	基本的なことを一つお尋ねしたいのですが、この2番目の多子世帯軽減の廃止についてですが、この多子世帯の軽減というのは、多子世帯すべての世帯に該当するのか、もしくは申請が必要なのですか。
尾崎会長	それでは課長お願いします。
吾郷課長	多子世帯ですが、第3子目が生まれていらっしゃる世帯の方の第3子目の均等割額を無料化するものとなっております。こちらは申請については必要ないものとなっております。第1子目の方が、18歳未満ということが条件となります。18歳以上になりますと、その軽減が外れてしまうような状況となっております。以上です。
委員	分かりました。そうすると利用者が減っているということは、第3子に該当する世帯が減っているということでしょうか。
吾郷課長	被保険者が減ってきていること、また少子化というところもあるかと思います。
委員	わかりました、ありがとうございます。
尾崎会長	お願いします。
委員	私はこの要綱の廃止に賛成という立場でご意見させていただきたいのですが、私も出産経験がありますが、今の制度がとても充実し、また利用者もいないというところから、これは廃止でよいと思っております。また、多子世帯についても、いろいろな面で小さいお子さんがいる方の家庭は優遇されて

	いると私は思っているのですが、どちらにお金を使うかと思った時に、市の財政を考えると、やっぱり両方とも廃止でいいのではないかと思います。以上です。
尾崎会長	貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしければ諮問のとおり答申をしていきたいと思ひます。議題の内容のとおり、市にとってプラス方向もあり、それと同時に、答申書を作るための会議を設けるといふのも時節柄不適當と思われるので、今日この場で決議をしたいと思ひますが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
尾崎会長	ありがとうございます。異議なしというお言葉が出ましたので、ご承認とされる方は拍手でお願いできますでしょうか。 (一同拍手)
尾崎会長	ありがとうございました。それでは承認とさせていただきます。答申書につきましては、この委員会が終わりましたら、私と職務代理で、市長に提出をさせていただきます。委員の皆様には、後日改めまして、答申書の写しをお送りいたしますので、よろしくお願いしします。それでは事務局のほうから何かございますか。
吾郷課長	この度はご承認いただきまして誠にありがとうございます。今後は令和6年第1回市議会定例会に条例改正を提案できるよう作業を進めてまいります。また、答申書の案ですが、先ほど諮問書を配らせていただいた時に、案も配らせていただきましたので、後ほどご確認いただけたらと思ひます。以上でございます。
尾崎会長	ありがとうございました。令和6年第1回市議会定例会に、

尾崎会長	条例改正ということで、作業を進めていただくようお願いしまして、以上で「日程第１ 出産費資金貸付制度等の廃止について」は終了とさせていただきます。ありがとうございました。
吾郷課長	続きまして、「日程第２ 令和６年度東大和市国民健康保険税の税率等について」協議をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。説明をお願いします。 それでは「日程第２ 令和６年度東大和市国民健康保険税の税率等について」ご説明申し上げます。資料は右上日程第２と書いてあるものをご用意お願いいたします。 今回、税率改定はいたしません、保険税に関するものですので、ご意見をいただきたく、協議とさせていただいておりますのでご了承ください。 １の令和６年度保険税率（案）についてご説明をさせていただきます。令和６年度の保険税率改定は実施をせず、令和５年度の税率を据え置く方針であります。令和６年度の東京都が示した仮の納付金試算額は、２５億７，０７８万７，６３２円であり、令和５年度納付金確定額の２６億８，６９３万９，５１７円との比較で、１億１，６１５万１，８８５円の減となっております。このような状況において、基金を活用することで、現時点において国民健康保険税の税率については、据え置きできる見通しです。なお、国の令和６年度税制改正大綱により、後期高齢者支援金等課税額分の課税限度額が、２２万円から２４万円に２万円引き上げられ、課税限度額は全体で、１０４万円から１０６万円となります。また、軽減判定所得で被保険者等に

	乗じる額を、５割軽減では２９．５万円（現行は２９万円）、それから２割軽減は５４．５万円（現行は５３．５万円）、それぞれ引き上げられる予定となっております。こちらに関しては国の法改正に基づき、適切に対応したいと考えております。 次に２枚目・３枚目のページをご覧ください。こちらは１２月２７日時点の令和６年度の東大和市国民健康保険事業特別会計の当初予算案です。こちらは歳入歳出ともに８６億２，２１１万６千円で、前年度当初比で、２億２，９９２万１千円の減となっております。東京都に納めます令和６年度の国民健康保険事業費納付金額の確定が、１月中旬頃の予定とされており、本内容は、東京都が示した仮係数に基づく納付金の内容となっておりますので、未定稿のものとなっております。 それでは２枚目の歳入の主な項目につきましてご説明を申し上げます。第１款の国民健康保険税は、１８億２，２２７万４千円で、令和５年度の実績を踏まえて、被保険者数の減少等を見込んだ内容となっております。それから第４款の都支出金は、５８億５，９９８万３千円で、主に、保険給付費に係る東京都からの交付金、それから市の国保事業に関する取組に対する特別交付金を計上しております。第６款の一般会計の繰入金のうち、その他の繰入金が１億２，３０３万円となっております。この中には赤字補填の繰入分は含まれておりませんので、赤字補填繰入額ゼロということで予算を作成できる見込みを立てております。 ３枚目をご覧ください。次に歳出ですが、こちらにも主な項目
--	--

	についてご説明いたします。第２款の保険給付費は、５７億３，３９５万円で、過去の実績に基づき推計した内容でございます。第３款の国民健康保険事業費納付金は、２５億７，０７８万９千円で、現時点の仮係数による納付金額を計上しております。 続きまして４枚目をおめくりください。２の国民健康保険事業運営基金ではありますが、令和５年度末の基金残高は、約２億４，５００万円の見込みです。それから３の基金の活用案ではありますが、①といたしまして、保険税の減収分や市の保険税率と東京都が示す納付金に係る標準保険料率との差分などの対応として、２億９８６万３千円の基金の活用を見込んでおります。また、②及び③の基金を活用した市独自の軽減施策等につきましては、令和５年度で廃止としたいと考えております。②につきましては先ほどの諮問の内容のとおりです。それから③のコロナ減免については、令和５年度に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に移行して、国からの補助金が出ていないこと、また、現在２６市において当市のみが実施をしているような状況であることから、令和５年度末をもって廃止したいと考えております。説明は以上です。
尾崎会長	どうもありがとうございました。ご質問を受けたいと思います。皆様よろしく申し上げます。 （質問なし）
尾崎会長	よろしければ、事務局案どおり、令和６年度東大和市国民健康保険税の税率等について、適当であると認め、協議を終了と

尾崎会長	させていただきます。ありがとうございました。 引き続きまして「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について議題といたします。説明をお願いします。
吾郷課長	右上に日程第3と記載のある資料をご確認いただきたいと思います。「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご報告をさせていただきます。まず、全体の補正額でございます。表の一番下の補正額欄をご覧くださいと思います。こちら、歳入歳出それぞれ、532万9千円の増額となっております。次に表の歳入の説明をさせていただきます。左側になります。第6款の繰入金は、人事異動等によります職員人件費の増額補正をしたものです。歳入の補正額としましては、532万9千円を増額しております。次に、表の右側の歳出でございます。こちらは第1款、総務費532万9千円の増額補正をしております。先ほどご説明いたしました人事異動等による職員人件費の増額や、電算システム修正委託料の増額によるものでございます。これによりまして、補正後の歳入歳出のそれぞれの予算の総額は、90億7,102万5千円となりました。この第2号の補正予算につきましては、12月の議会に上程をし、承認をいただいております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
尾崎会長	どうもありがとうございました。これにつきましてのご質問を受けたいと思います。皆様いかがでしょうか。

	(質問なし)
尾崎会長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは質問もないようですので、「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてを終了とさせていただきます。
尾崎会長	それでは「日程第4 その他」として、事務局より何かございますか。
吾郷課長	事務局から1点お話をさせていただきたいと思います。前回の会議でもお話させていただきましたが、「東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」につきまして、概要案ができましたので、本日机上に配布をさせていただいております。本計画は効率的及び効果的な保健事業の実施を図るために策定しております。ご意見等ございましたら、1月26日までに、私か担当までご連絡いただけたらと思います。今後の予定といたしましては、医師の皆様にもご意見をいただきまして、令和6年2月中にパブリックコメントを実施いたします。その後、令和6年3月に策定を予定しております。以上でございます。
尾崎会長	どうもありがとうございました。委員の皆様の方から何かございますか。あればご意見を聞きたいと思います。よろしくお願いします。
	(意見なし)
尾崎会長	よろしいですか。ないようですので、「日程第4 その他」を終了とさせていただきます。

	それではすべて終わりましたので、以上を持ちまして、本日の日程を終了とさせていただきます。本日の運営協議会はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。
--	--